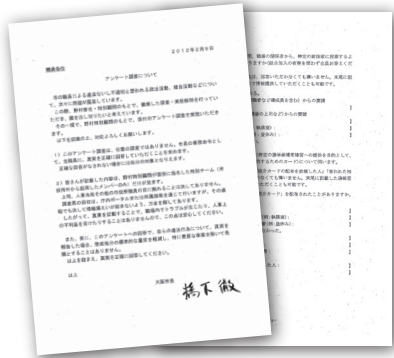


橋下市長の「思想調査」

大阪府労委 違法と認定



「職員アンケート」を強要する橋下大阪市長の文書

橋下氏 “謝罪”一転 “不服申し立て”

橋下市長は命令が出された午前、「大変申し訳ない」と謝罪。ところが夜には労組側が“対決姿勢”を示したことをあげて、不服申し立てなどで争う姿勢に転じました。

アンケートの違法性より、市長と労組の“対立”に注目を向けさせる、ごまかしの手法です。

の有無や政治活動への関与など22項目に及び、誰に誘われたかまで問うもので市職員だけでなく、市民・国民もが対象になり、批判が広がっていました。

市長は憲法違反の行為を二度と繰り返さないことを明確にすべきです。

不当労働行為／再発防止求める

橋下徹大阪市長が昨年2月、全職員を対象に「業務命令」で実施した憲法違反の「思想調査」アンケートに対し、大阪府労働委員会は3月25日、労働組合法が禁止する不当労働行為と認定し、市長らに「今後、このような行為はしない」との文書を労組に手渡すよう命令しました。

憲法違反くり返すな

調査は、“正確に回答しないと処分もあり得る”とどう喝する内容。組合加入

折り目

衆院選 違憲判決

小選挙区制やめ 民意反映を

日本共産党

昨年の総選挙。「1票の格差」をめぐる、「違憲」「違憲状態」の判決が相次いでいます。小選挙区制が憲法違反の重大欠陥をもっていることが断罪されました。

「得票4割、議席8割」 ゆがむ民意

小選挙区制のもとで6回の総選挙が行われましたが、第一党が7割の得票率と獲得議席は著しくかけ離れていま～8割の圧倒的な議席を獲得しました。しかし、いずれも小選挙区も過半数にのびませんでした。

出発から格差2倍の違憲状態

現行小選挙区制は、19年前の最初の区割りの段階から最大格差は2.14倍、300小選挙区のうち格差2倍以上が41選挙区もありました。出発点から違憲状態でした。小選挙区のもとでは地域別の人口変動に応じて格差拡大は避けられません。

日本共産党の提案

選挙制度をどうするのか。日本共産党は問題を抜本的に解決する提案を行いました。

- 小選挙区制を廃止し、全国11ブロックの比例代表制に。
- 総定数480議席を維持し、全ての定数を現行の比例11ブロックに人口比例で配分する。ブロック間の最大格差は1.03程度に。

比例代表制に抜本改革を

参院選挙 制度解説

比例代表は「日本共産党」と政党名で

参議院比例代表は、「全国ひとつ」の選挙区です。政党名でも個人名でも投票できます。

近畿民報

発行／日本共産党国会議員団 近畿ブロック事務所 2013年4月号外 No.2

〒540-0004 大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル2F Tel.06(6764)9111 Fax.06(6764)9115 Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を発表しました。